

2012年8月 吉日

仙台市長

奥山恵美子 殿

宮城県立船岡養護学校同窓会

会長 杉山 裕信

同窓会のアンケート結果からみる 災害時における障がい者の支援についての要望

私たち、船養同窓会では同窓生 630 名余りいるうち住所が分かる 400 名余りに対し、2011 年 3 月 11 日あった東日本大震災の被災状況や同窓会として今後何ができるかを考えるために、アンケート調査を 8 月に行いました。その中でも様々な事柄や要望がありましたので、アンケートの結果報告と共に要望書をつくりましたので提出したいと思います。

貴殿の考え方や、これから対策をお聞きしたいと思いますので、以下のことについてすみやかに回答文にて御回答下さい。

要望文

1. アンケートの結果、回答をくれた方の半数以上が被災した後も自宅で過ごされた。今回の震災では自宅の倒壊をまぬがれた方は家が多少壊れても、そこで過ごした方もいました。やはり自宅の方が暮らしやすいのでしょうか、津波で家を流された方などもいますので避難所で障がい者も生活できるような避難所のバリアフリー整備を急いでして頂きたい。その方法は 3 つあると思う。

- (1) 福祉避難所を増やし、そこでのスタッフ体制。(人員や運営方法なども決める)
- (2) 一般避難所のバリアフリー整備を含め、そこでも障がいによっては個室が提供でき障がい者が避難生活ができるようにする。
- (3) 今回の震災では地震が起きた時間帯が日中活動をしていた時なので施設にいる方は、そこがそのまま避難所になってしまったので今後こういう所は緊急福祉避難所として登録できて福祉避難所並みのサポートが受けられる。

2. 震災で同窓生が困ったことは多種多様ありますが、地域の力で何とか避難生活ができる方はいますが、そういうものもなく孤立している人にとっては県外避難も含め被災地から逃げるか物流などが復旧するまで、ひたすら我慢するしかありません。障がい者施設や障がい者団体やボランティア団体など、何かにかかわっていない方は支援を受けることができなかった。これを解決する方法として次のことを要望したい。

- (1) 地域の力として、民生委員・町内会・中学校・高校・大学、それから私たちのような各支援学校の同窓会や福祉団体や市民団体などが連絡をとって安否確認の段階から支援体制をつくらなければ、もれなく支援することはできない。できる所からにはなるが、早急に体制づくりにとりかかってほしい。
3. 福祉避難所について同窓生にアンケート調査したら、利用した方は少なかったが、今後身内がいなくなった時に使いたいなど、期待は大きいし必要性は増してくると思う。そのわりに認知度が高いとは言えない。一方で一般避難所で「あなたは障がい者なんだから、福祉避難所に行きなさい」と言わされた方もいた。そこで次のことを要望したい。
- (1) 福祉避難所のことをみんなに知ってもらうために普段から広報してほしい。
(2) 福祉避難所だけで障がい者の避難が足りるわけではないのが実際なので、一般避難所でも障がい者が避難生活できることも周知してほしい。
4. 今後の生活での課題はアンケートを読んでいると、仮設住宅やこれからできるであろう災害復興住宅が障がい者仕様にできるのかどうかという不満、不安もあるが、自分がいた施設がなくなり行くところがなくなった方や仕事がなくなった方、情緒不安定になった方、介助が必要になった方など様々である。ですので次のことを要望する。
- (1) 一人ひとりの状況が違うので、きめ細かい対応をお願いする。
(2) 被災した方に対して、ただ「法律がこうなっているからできない」というのではなく、どうしたらできるかということを考えてほしい。

以上

宮城県立船岡支援学校内 船岡養護学校同窓会事務局
〒989-1605
宮城県柴田郡柴田町船岡南 2-3-1
TEL 0224-54-2213
FAX 0224-54-2214
Mail dousoukai@funayou.myswan.ne.jp
学校 HP <http://www.funayou.myswan.ne.jp/>

2012年11月2日

仙台市長 奥山恵美子 様

宮城県立 船岡養護学校 同窓会
会長 杉山 裕信

拝啓 時下、貴職におかれましてはご清祥のこととお慶で申し上げます、日頃より障がい者福祉にご尽力いただき感謝申し上げます。

私たち船岡養護学校同窓会は、開校40周年をこえる卒業生670名になる互助組織です。私たちの多くは県内各地から集められ、人によっては小学1年から高校3年までの12年間、自分の生まれ育った所とは別の地域で生活しなければならず、学校を卒業した後、自分の生まれ故郷に帰っても誰も知る人はなく孤立状態になります。孤立状態を防ぐためにも同窓会の活動は重要だと思い、日々活動をしてきました。

そんな中、震災が起きました。こういう状況の中では益々孤立感が強くなるのではないかと思い「東日本大震災に関するアンケート」調査を行ないました。調査の結果から要望文をつくり提出しましたが、震災後1年7ヶ月を過ぎ、障がい者への支援などの状況を見るにつけ新たなる要望といいますか提案がありますのでここに申し上げます。

この提案につきまして、12月3日までにご回答いただきますように宜しくお願いします。

敬具

提案

1. 災害時要援護者避難支援プラン(個人計画)について

災害が起きた直後から避難生活が終わるまで、災害時要援護者にとって災害時要援護者避難支援プラン(個人計画)が必要だったにもかかわらず、災害時要援護者登録さえまともにしている市町村はなく、その結果が障がいのある人の死亡率は障がいのない人の3倍近くなったと思っています。

そこで、災害時要援護者には全員避難支援プラン(個人計画)を義務付けるように提案します。

(保険福祉部 障がい支援課)

2. 「福祉避難室」の設置について

避難所のあり方については、仙台市保健福祉局の「福祉避難所の運営について」の中では、『指定避難所での「福祉避難室」の運用』ということが記載されていますが、体育館での避難が困難な人のために、教室の活用なども必要です。指定避難所となる学校等は、段差をなくし多目的トイレや手すりの設置等、バリアフリー化を図っ

て下さい。

それから、災害救援についての提言の中に『指定避難所での「福祉避難室」の運用』というものがあります。このことは福祉避難所をいくら数多く設置しても到底足りないので、今回のような震災では指定避難所を使わざるを得ず、しかしバリアフリーが進んでおらず指定避難所が私たちは使えなかったのです。体育館での避難が困難な人のために、教室を「福祉避難室」として使えるようにして下さい。

(教育委員会)

3. 個人情報保護法のあり方について

地域の力で避難または避難生活ができる方法については、個人情報保護法が壁になり、町内会、民生委員などとともに全国から来たボランティアや被災者支援をしていたNPOの皆さんも活動することに困難を極めました。このことについて行政と「災害時における支援団体」が災害時はもちろん、平時からでも情報交換ができるような仕組みをつくって下さい。

(保健福祉部 障がい支援課)

4. 復興住宅について

仮設住宅や、みなしあ假設住宅の状況を見て思うのは、バリアフリーと言ってもスロープを付けただけで、中には玄関の幅が車椅子よりも狭く、玄関から入れない事態もありました。こういうことがないように復興住宅を建てる前に、障がい者に意見を聞く機会をつくるべきであります。

(土木部 住宅課)

5. 避難所の運営や生活の課題について話合う専門機関設置について

避難所生活で、それぞれの所でリーダーになった人が運営に携わりましたが、障がいのある人に対して理解している人が必ずしも多くはありませんでした。福祉避難所での運営も含め課題を話合う専門機関を設けて下さい。その中には必ず「災害時における支援団体」と障がい当事者を入れて下さい。

(保健福祉部 障がい支援課)

6. 普段の普通学校と支援学校のあり方から防災力を高める提案

これは災害が起きた時に感じたことであり、アンケート調査の結果からも読みとれることですが、養護学校の児童生徒は普通学校から切り離されて孤立状態になります。要するに、地域の学校に学籍も置けないので、その地域にその人がいるということにならないので、存在が消えてしまいます。隣県の岩手県では、この問題を解決するために「複籍」と言って支援学校と地域の普通学校に学籍を置いて、本人が希望すれば、地域の学校に通学できるようにしたとのことです。今回の震災では、このことが地域とつながることになり有効であったと聞いています。ですので、障

がいのある子どもも地域とつながり、支援学校を卒業した後、地域から孤立しないためにも、ぜひ仙台市でも「複籍」を実現して頂きたいです。

(教育委員会)

7. 避難所生活体験訓練について

今回の震災でつくづく思ったのは、地域防災力の無さです。この力を付けるためには、様々な試みから色々な仕組みをつくることが必要です。その1つとして「避難所生活体験訓練」を提案します。これは避難訓練とは違い、震災の起きる時間を様々設定して体育館等の鍵を開け避難所を開設するところから、教室を福祉避難室にづくりかえたり、誰がリーダーとして避難所を運営するかとか、女性に運営にかかわってもらい女性の居場所づくりをするとか、町内に住んでいる障がい者や高齢者の対応を誰がするかを確認しながら1拍して、電気・ガス・水が使えない時どうするか体験することを目的とします。これをすることによって、地域住民の関係性が深まり、平時の地域力もあがり住みやすい地域になると思います。

今は、まだまだ震災から間もなく、生々しいのでできないと思いますが震災から5年後の2016年頃から「避難所生活体験訓練」ができるように今から専門機関をつくり話し合い準備して下さい。

マニュアルをつくっただけでは全然役に立たなかったことは、今回の震災で分かったと思います。マニュアルより細かいことを決めた運用規則(ルール)をつくり、実際に実行してみて課題が見つかれば改善する、そしてこれを繰り返しやっていくことが重要です。

今、仙台市ではHUG(避難所開設運営ゲーム)というものを民間の団体と一緒につくっていますが、自助・共助のみならず、公助のあり方も是非考えて下さい。

8. 全く進まない震災に対する障がい者支援や防災対策を進めるために

障がい者の防災や災害支援や震災復興計画等において、市レベルでも色々な部や課にまたがりますし、警察や消防等とも連携をとらなければならないし、国や県や各市町村とも連携をとらなければならないし、ボランティアや市民活動団体とも連携しなければ、この苦難には立ち向かえないと思います。仙台市が「震災対策先進都市」となるためには、障がいのある人のことを抜きには考えられないで、市長の主導で「縦割り」でどうにも進まない今まで挙げた諸問題を解決するための仕組みをつくりて頂きたいです。

先日、今後数十年の間にM8以下の余震が起きる可能性があるということで、津波も起きるかもしれない、それを考えると備えるために着実に私たちの提案を真剣に考えて頂きたいです。

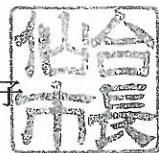
以上

H24 健健障第 1170 号
平成 24 年 12 月 3 日

宮城県立船岡養護学校同窓会

会長 杉山 裕信 様

仙台市長 奥山 恵美子



回 答 書

平成 24 年 8 月にいただいた「同窓会のアンケート結果から見る災害時における障がい者の支援についての要望」及び 平成 24 年 11 月にいただいた要望 につきまして、下記のとおり回答いたします。

「同窓会のアンケート結果から見る災害時における障がい者の支援についての要望」への回答

1. 障害者の特性に応じた避難所の整備について

様々な市民の方が避難所において安全、安心して避難生活が過ごせるよう、避難所のバリアフリー化等を進めることが必要だと認識しております。

指定避難所におきましては、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対し、可能な限り環境のよい場所の確保や、状況に応じて洋式の仮設トイレを設置する等、心身の状況等に配慮した避難所の運営ができるように努めてまいります。また、福祉避難所の拡充に向けましては、現在、市内にある福祉施設と協定締結に向けた調整を進めております。協定締結後、各施設において、利用スペース、受け入れ可能人数、人員配置計画等を定めた「福祉避難所設置計画」を策定し、計画に基づいて避難所を運営していただくこととなっております。

なお、障害者が日常利用している施設を緊急に福祉避難所とすることに関しては、建物の安全性の確保等の課題がありますことから慎重な検討が必要と考えており、市民センター、コミュニティ・センター等の活用についても検討を進めているところでござります。

2. 障害者等の支援体制づくりについて

本市におきましては、本年3月に仙台市災害時要援護者避難支援プランを策定し、災害時において自力や家族の支援だけでは避難することが困難な障害者や高齢者等に対する支援を民生委員、町内会、福祉関係の地域団体等が行う体制づくりを進めております。

このプランに基づきまして、これまで課題となっていた地域における災害時要援護者の把握への対応として「災害時要援護者情報登録制度」を実施しており、災害時要援護者からの申し出により、氏名や住所等の情報を市へ登録いただき、市は、その情報を民生委員、町内会、福祉関係の地域団体等へ提供することで、地域における避難支援体制づくりに生かしていただることとしております。

3. 福祉避難所の広報等について

本市では福祉避難所を、心身の健康状態や障害等により指定避難所において生活を続けることが困難な方に対し、必要な生活支援を行うため、二次的に受け入れる施設として、必要に応じ開設するものと位置付けております。

福祉避難所として指定する施設は、原則として、耐震、耐火機能を備え、バリアフリー化されている施設であり、生活相談等にあたる職員の確保が比較的容易である福祉施設等を活用するものとして、本市のホームページ上に施設の一覧を掲載しているところです。

指定避難所や福祉避難所が果たす役割や福祉避難所を利用するにあたっての流れ等につきましては、ホームページをはじめ、各種の広報媒体を活用し、その周知に努めてまいります。

また、指定避難所においても、障害者が安心して過ごせるよう、生活スペースの割り振りや食料の配布方法、ボランティアによる支援等に関する事項も含めた避難所運営マニュアルの見直しを進め、今後、地域への説明を実施してまいりたいと考えております。

4. 障害者一人ひとりに対するきめ細かな対応について

被災された方々が、将来に希望を抱き、より安心して生活していくためには、それぞれの実情に合わせたきめ細かな支援が必要と認識しております。とりわけ障害者につきましては、その特性に応じた様々な配慮が不可欠でありますことから、一人ひとりの声に耳を傾けながら、その状況に応じたきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

“平成 24 年 11 月 2 日にいただいた新たなる要望”への回答

1. 災害時要援護者避難支援プラン（個人計画）について

災害時要援護者の安全を確保する上で、個別計画を策定することは有効と考えられます
が、災害の種類、発生時間等によって被災状況が異なることから、義務付けは困難と考え
ております。

2. 「福祉避難室」の設置について

（指定避難所のバリアフリー化について）

避難所となる学校等のバリアフリー化の必要性は認識しており、進めてまいりたいと考
えております。

（体育館での避難が困難な方への対応について）

避難された方々の状況に応じ、体育館以外の施設も利用できるように、検討してまいり
たいと考えております。

3. 個人情報保護法のあり方について

災害時要援護者情報登録制度においては、個人情報保護の観点から提供範囲は限定すべ
きであり、災害発生時にすぐに対応いただける地域の方々への提供に限定しております。
しかしながら、各障害者団体とは様々な場面で意見交換を実施しておりますので、引き続
き情報交換等を行ってまいりたいと考えております。

4. 復興住宅について

復興公営住宅の整備にあたっては車椅子住戸を設けるなど、「仙台市ひとにやさしいまち
づくり条例」を遵守し整備を行うこととしております。

5. 避難所の運営や生活の課題について話し合う専門機関設置について

現在、震災の課題を踏まえ、福祉、指定各避難所の運営の見直し作業を進めており、指
定避難所においても、生活スペースの割り振りや食料の配布方法、ボランティアによる支
援等に関する事項を盛り込むなど、障害のある方が安心して避難生活を送れる避難所づく
りに取り組んでまいります。

なお、地域防災計画の見直しにあたっては、障害者団体の代表者に参加いただくなど、
障害のある方に配慮した計画となるよう進めているところでございます。

6. 普段の普通学校と支援学校のあり方から防災力を高める提案

障害のある子供が地域とつながり、孤立させない取り組みは、重要であると考えております。本市では、鶴谷特別支援学校において、保護者の希望により居住地校との交流及び共同学習を行っているところでございます。

7. 避難所生活体験訓練について

(訓練実施に向けた検討について)

現在、市、町内会、学校等が共有する全市共通の避難所運営マニュアルの見直しを行っており、地域等はこの新しいマニュアルを基に、各地域での協議結果を反映させた地域版のマニュアルを作成することとしております。

このマニュアルの実効性の確保や、関係者の顔の見える関係づくり等の意味において避難所運営訓練は有効かつ重要であると考えております。

今後、地域版のマニュアル作成後、訓練による検証を行っていきたいと考えております。ご提案の「避難所生活体験訓練」についても研究してまいりたいと考えております。

(HUG(避難所開設運営ゲーム)と公助のあり方について)

この事業は、市民団体からの提案をもとに、仙台市との協働事業として実施しているもので、現在、地域団体などとも連携しながら、「自助・備え」をキーワードとした体験型避難ゲームづくりに取り組んでいるところでございます。

公助のあり方については、ゲーム開発の場とは別に、様々な場面で幅広くご意見を伺いながら考えてまいりこととしております。

8. 全く進まない震災に対する障がい者支援や防災対策を進めるために

防災力を強化し、一日でも早い復興を実現するためには、府内の連携の強化を図るとともに、外部の関係機関との連携を深め、各種の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

担当：健康福祉局 健康福祉部 障害企画課 市川

電話：022-214-8163

FAX：022-223-3573